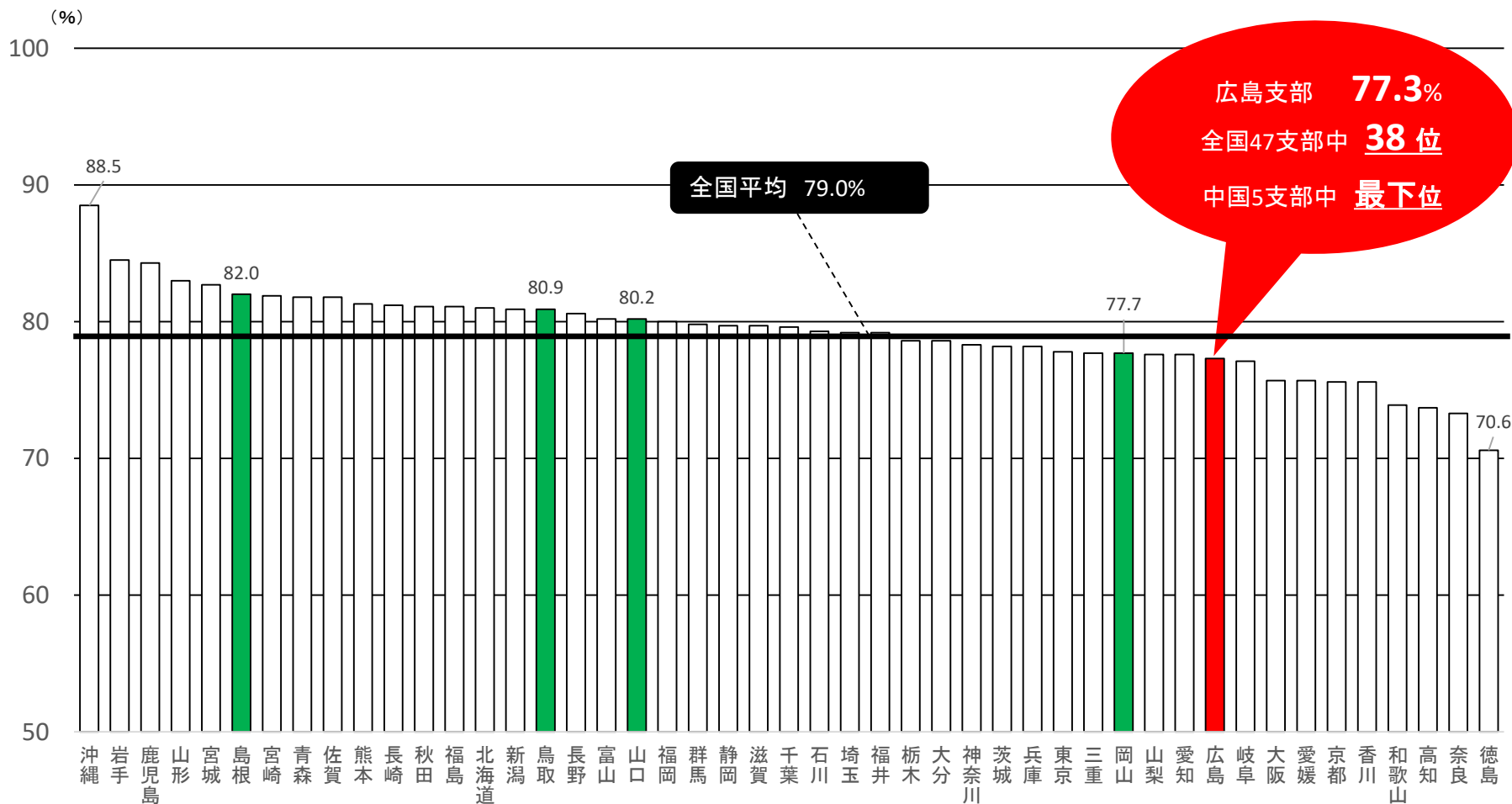


都道府県別ジェネリック医薬品使用割合

令和2年4月



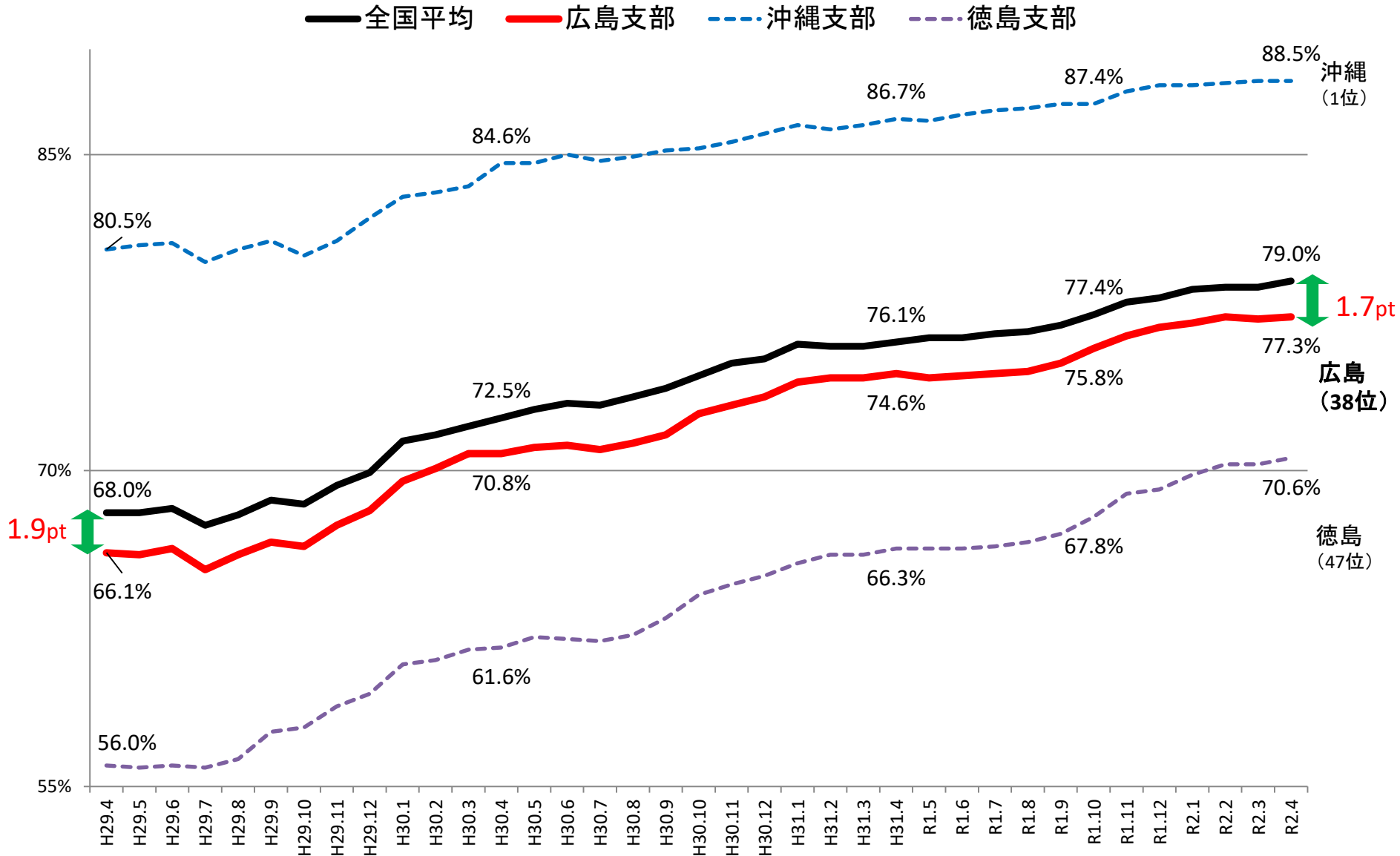
注1. 協会けんぽ（一般分）の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。（ただし、電子レセプトに限る。）

注2. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3. 加入者の適用されている事業所所在地別に集計したもの。

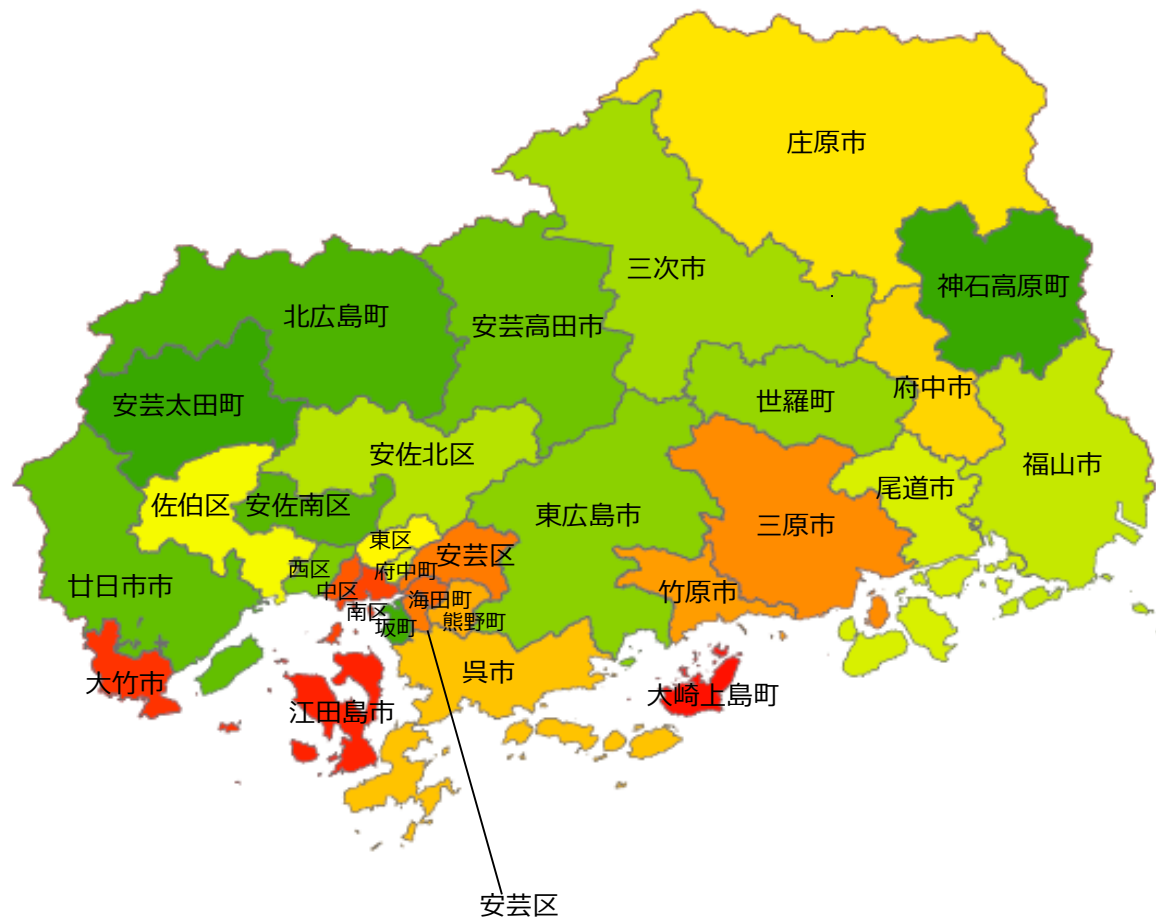
注4. 「新指標」は、[後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]) で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

ジェネリック医薬品使用割合の推移



広島県 市区町別ジェネリック医薬品使用割合【薬局ベース】

令和2年3月の広島県の市区町別ジェネリック医薬品使用割合を、調剤薬局所在地ベースで算出したもの。 ※ 調剤レセプトのみ集計。



市区町別ジェネリック使用割合 ※令和2年3月調剤分

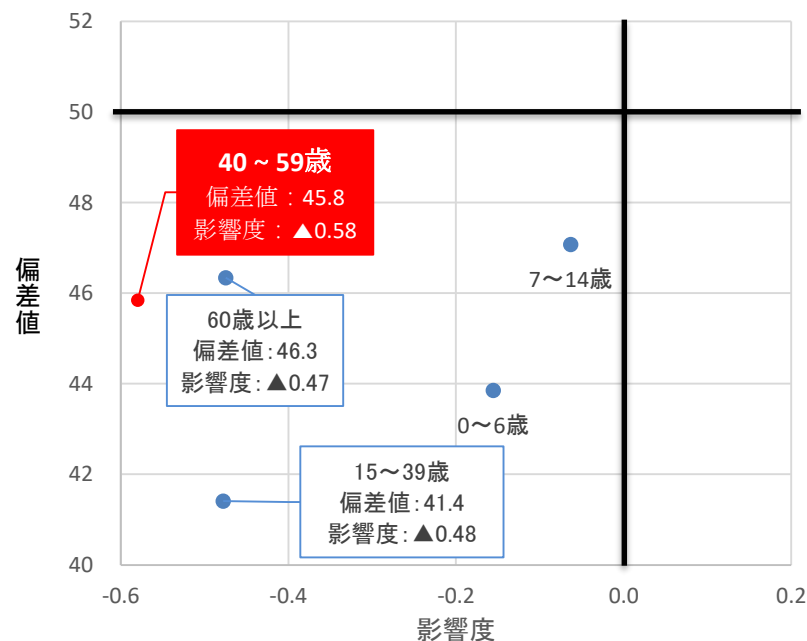
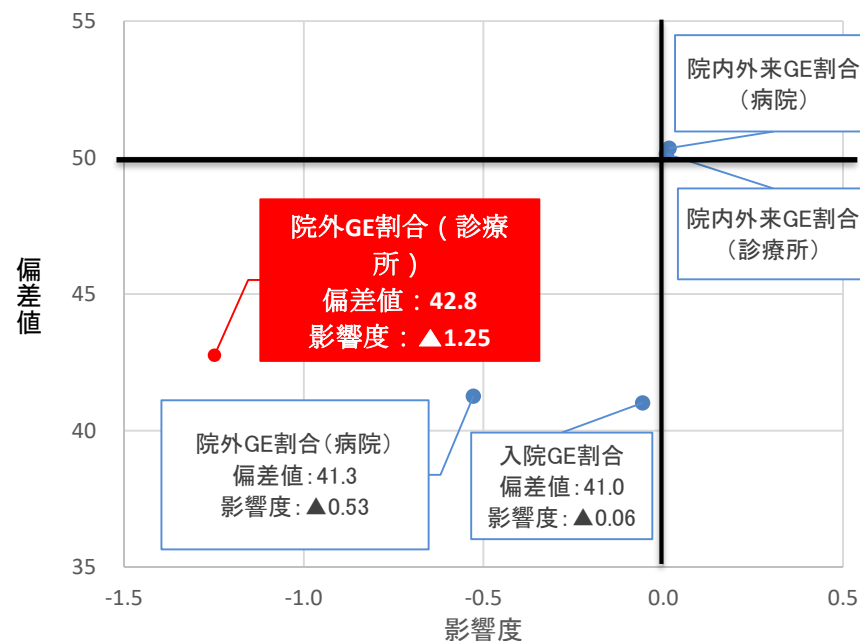
89.76%	神石郡神石高原町
89.25%	山県郡安芸太田町
87.81%	安芸郡坂町
85.71%	山県郡北広島町
83.51%	広島市安佐南区
83.08%	廿日市市
82.03%	安芸高田市
81.56%	広島市西区
81.34%	東広島市
81.31%	世羅郡世羅町
81.21%	三次市
81.17%	広島市安佐北区
80.94%	福山市
80.50%	尾道市
79.59%	安芸郡府中町
78.40%	広島市佐伯区
78.13%	広島市東区
78.02%	庄原市
78.02%	府中市
76.99%	呉市
76.77%	安芸郡熊野町
76.73%	竹原市
76.47%	三原市
76.32%	広島市安芸区
76.15%	安芸郡海田町
74.66%	広島市中区
74.11%	広島市南区
73.64%	大竹市
72.80%	江田島市
72.42%	豊田郡大崎上島町

他県との比較において特徴的な点

令和元年10月

診療所で処方され、その後薬局で調剤された薬の使用割合が低い

40～59歳の使用割合が低い



※ 偏差値は全国における広島支部の位置づけを表す。

※ 影響度は偏差値50からの差分が、広島支部全体のジェネリック医薬品使用割合に与える影響を示す。

例) 影響度が▲1.0ならば、当該指標が全体の使用割合を1.0ポイント引き下げている。

協会けんぽ広島支部の取組

別紙5

取組① 保険薬局へ使用促進協力依頼の実施

広島県および中国四国厚生局の協力のもと、令和2年8月に保険薬局へジェネリック医薬品の使用促進の協力依頼を文書および訪問により実施しております。

協広島支部第 200813-01 号
医 保 1 2 4 7 号
中厚指発 0813 第 1 号
令和 2 年 8 月 13 日

保險藥局
管理者 様

全国健康保険協会 広島支部長
(公印省略)
広島県 健康福祉局 医療介護保険課長
(公印省略)
中国四国厚生局 指導監査課長
(公印省略)

後発医薬品の更なる使用促進に向けた協力依頼について

平素より、後発医薬品の使用促進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、後発医薬品の使用促進について、政府は平成 29 年 6 月の閣議決定において、その使用割合を「令和 2 年 9 月までに 80% とし、できるだけ早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する」と定め、現在その最終段階を迎えております。

しかしながら、協会けんぽ広島支部の使用割合は 77.2%（令和 2 年 3 月）で国の目標に達しておらず、目標達成に向けて、医療機関、国、県、医療保険者等の関係団体が一体となった更なる取組みが求められています。また、広島県は平成 30 年度より厚生労働省の後発医薬品使用促進事業における重点地域に指定されており、より一層の取組みの強化が求められているところです。

貴薬局におかれましても、後発医薬品の従前以上の使用促進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

《お問い合わせ先》
全国健康保険協会広島支部
企画総務グループ
TEL: 082-568-1014

取組② 軽減額通知の送付

処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の自己負担額がどのくらい軽減されるかを試算したお知らせを令和2年8月24日より送付いたします。

昨年8月に送付した際には、支部全体で約3,500万円の軽減効果がありました。

〈裏面のお知らせの見方〉

[illegible]

取組③ ジェネリック医薬品希望シールの配布

広島支部では、保険証やお薬手帳に貼付するだけで、簡単にジェネリック医薬品への切り替えへの意思表示が可能なジェネリック医薬品希望シールを作成し、無料で配布しています。

令和元年度は約2万枚配布し、今年度も引き続き希望者へ配布しています。

ジェネリック医薬品を希望します!

ジェネリック医薬品を希望する方へ

ジェネリック医薬品を希望する方は、ジェネリック医薬品を希望する旨を処方箋に記載し、薬局へお持ちください。

※処方箋に記載する際は、必ず「ジェネリック医薬品を希望する」と明記してください。

医師・薬剤師の方へ

医師・薬剤師の方へ、ジェネリック医薬品を希望する旨をお伝えください。

※処方箋に記載する際は、必ず「ジェネリック医薬品を希望する」と明記してください。

ジェネリック医薬品を希望する方へ

ジェネリック医薬品を希望する方は、ジェネリック医薬品を希望する旨を処方箋に記載し、薬局へお持ちください。

※処方箋に記載する際は、必ず「ジェネリック医薬品を希望する」と明記してください。

医師・薬剤師の方へ

医師・薬剤師の方へ、ジェネリック医薬品を希望する旨をお伝えください。

※処方箋に記載する際は、必ず「ジェネリック医薬品を希望する」と明記してください。

※処方箋に記載する際は、必ず「ジェネリック医薬品を希望する」と明記してください。